令和9年度　給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（第十条関係）茨城県つくば市提出用

つくば市長　あて

令和　　年　　月　　日　提出

指定番号	

給与の支払期間	令和　　年　　月分から　　月分まで																		
給与支払者の個人番号又は法人番号																			

フリガナ		事業種目		
給与支払者の氏名又は名称		受給者総人員		人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		つくば市への報告人員	特別徴収対象者	人
フリガナ			普通徴収対象者（退職者）	人
同上の所在地	〒		普通徴収対象者（退職者を除く）	人
			報告人員の合計	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署名		税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　　係 氏名　　（電話　　）	給与の支払方法及びその期日		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名　　（電話　　）	納入書の送付		必要・不要

市処理欄	①	②	②W	③	④	⑤	

第17号様式記載要領

1　この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の６第１項又は第３項に規定する給与について使用してください。

2　給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。

（イ）　１月１日現在において給与の支払を受けている者　１月31日まで

（ロ）　給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの　退職した年の翌年の１月31日まで

3　「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。

4　「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。

5　「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を１文字空けて記載してください。

6　「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。

7　「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

8　「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

9　「受給者総人員」欄には、１月１日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。

10　「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。

11　「普通徴収対象者（退職者）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

12　「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。

13　「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。

14　「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

←この線で切ってお使いください

普通徴収切替理由書

市町村名	つくば市	指定番号	
給与支払者の氏名又は名称			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が２人以下 （下記「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収 （例：乙欄該当者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない （例：年間の給与支払額が１１２万円以下）	人
普D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払が毎月でない）	人
普E	事業専従者 （個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は５月末日までの退職予定者 （休職・育児休業含む）	人
普通徴収合計人数		人

○普通徴収とする場合は給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普Ａ、普Ｂなど)を記入してください。

○乙欄の記載のみでは普通徴収になりません。必ず普通徴収切替理由書を提出してください。

○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○この普通徴収切替理由書で普通徴収として申し出ても、確認の結果、特別徴収となることもあります。